令和2年第4回竹原市議会定例会会議録

令和2年第4回竹原市議会定例会日程

日	程	議案	番号	件	名
日程第	1	会議録署	名議員の	指名について	
日程第	2	会期の決	定につい	て	
日程第	3	議案第	9 3 号	竹原市教育委員	会委員の任命につき議会の同意を求める
				ことについて	
日程第	4	議案第	9 4 号	竹原市公平委員	会委員の選任につき議会の同意を求める
				ことについて	
日程第	5	議案第	9 5 号	竹原市固定資産	評価審査委員会委員の選任につき議会の
				同意を求めるこ	とについて
日程第	6	議案第	96号	広島県市町総合	事務組合を組織する地方公共団体の数の
				減少及び広島県	市町総合事務組合規約の変更について
日程第	7	議案第	97号	竹原市火葬場の	指定管理者の指定について
日程第	8	議案第	98号	市立竹原書院図	書館の指定管理者の指定について
日程第	9	議案第	99号	職員の服務の宣	誓に関する条例の一部を改正する条例案
日程第1	0	議案第1	00号	竹原市国民健康	呆険税条例の一部を改正する条例案
日程第1	1	議案第1	0 1 号	竹原市立学校設	置条例の一部を改正する条例案
日程第1	2	議案第1	0 2 号	竹原市職員の特	株勤務手当に関する条例の一部を改正す
				る条例案	
日程第1	3	議案第1	03号	竹原市印鑑条例	の一部を改正する条例案
日程第1	4	議案第1	0 4 号	竹原市地域振興	基金条例の一部を改正する条例案
日程第1	5	議案第1	05号	工場立地法第4	条の2第1項の規定に基づく準則を定め
				る条例の一部を	改正する条例案
日程第1	6	議案第1	06号	令和2年度竹原	市一般会計補正予算(第8号)
日程第1	7	議案第1	07号	令和2年度竹原	市国民健康保険特別会計補正予算(第2
				号)	
日程第1	8	議案第1	0 8 号	令和2年度竹原	市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第19 議案第109号 令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 一般質問
- 日程第21 議案第110号 令和2年度竹原市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第22 発議第2-5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 日程第23 議員派遣について
- 日程第24 閉会中継続審査(調査)について(2常任委員会)

令和2年第4回竹原市議会定例会議事日程 第1号 令和2年12月8日(火) 午前10時開会

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 93号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求める ことについて

日程第 4 議案第 94号 竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求める ことについて

日程第 5 議案第 95号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の 同意を求めることについて

日程第 6 議案第 96号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 7 議案第 97号 竹原市火葬場の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 98号 市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 99号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

日程第10 議案第100号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程第11 議案第101号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案

日程第12 議案第102号 竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

日程第13 議案第103号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案

日程第14 議案第104号 竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案

日程第15 議案第105号 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案

日程第16 議案第106号 令和2年度竹原市一般会計補正予算(第8号)

日程第17 議案第107号 令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)

日程第18 議案第108号 令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第109号 令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

令和2年12月8日開会

(令和2年12月8日)

議席順		氏		名	出	欠
1	下	垣内	和	春	出	席
2	今	田	佳	男	出	席
3	竹	橋	和	彦	出	席
4	Щ	元	経	穂	出	席
5	高	重	洋	介	出	席
6	堀	越	賢	\equiv	出	席
7	Л	本		円	出	席
8	井	上	美	津 子	出	席
9	大	Щ	弘	雄	出	席
1 0	道	法	知	江	出	席
1 1	宮	原	忠	行	出	席
1 2	吉	田		基	出	席
1 3	宇	野	武	則	出	席
1 4	松	本		進	出	席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職					名		氏		名		出	欠
市					長		今	榮	敏	彦	出	席
副	市				長		新	谷	昭	夫	出	席
教	育				長		高	田	英	弘	出	席
総	務	企	画	部	長		平	田	康	宏	出	席
地	域	振	興	部	長		桶	本	哲	也	出	席
市	民	生	活	部	長		宮	地	憲	<u> </u>	出	席
福	1	址	部		長		久	重	雅	昭	出	席
建	Ē	設	部		長		影	田	康	隆	出	席
教	中	Щ	隆	<u> </u>	出	席						
公	営	企	業	部	長		大	田	哲	也	出	席

午前10時00分 開会

議長(大川弘雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2年第4回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、議長から報告をいたします。

まず、監査委員より令和2年8月から10月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理条状 況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または嘱託を受けた 者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長(今榮敏彦君) 皆さんおはようございます。

令和2年第4回竹原市議会定例会の開会に際しまして,一言御挨拶を申し上げますとと もに,市政運営について私の考えの一端を申し述べ,議員各位並びに市民の皆様の御理解 を賜りたいと存じます。

さて、この秋に開催された天皇賜杯学生陸上競技大会及び全日本軟式野球大会やワールドマスターズゲームズ2021関西の軟式野球大会におきまして、本市や本市出身の方々が出場され、全国を舞台に目覚ましい活躍や大きな成果を収められたほか、竹原高校相撲部の生徒2名が個人戦県予選を突破し、来年1月に全国大会に出場することが決定しております。

また、秋の叙勲で本市から2名の方が地方自治功労者として受賞されましたことは誠に 慶賀に堪えないところであり、これら各分野での御活躍や御功績が認められた方々に対し まして、改めて祝意を表する次第であります。さらに、本日障害のある方々のスポーツ交 流と運動競技を通じた自立支援活動に取り組んでこられた竹原市ふれあい運動会実行委員 会の皆様が文部科学大臣表彰を受賞されることになっております。市内の当事者団体等で 構成する本実行委員会の皆様が毎年市内の障害福祉団体、高等学校、企業さらには近隣大学のボランティアの皆様と連携してふれあい運動会を開催し、支え合い、励まし合いながら障害のある方々の体力の維持増進を図ってこられたことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、この賞の受賞を心よりお祝い申し上げます。本実行委員会をはじめボランティア活動等で支援してこられた皆様が今後もますます御活躍されることを祈念申し上げますとともに、本市といたしましても障害のある方々に対する理解や自立と社会参加の促進を図りながら、共に支え合う地域社会の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、再拡大が懸念される新型コロナウイルス感染症についてでありますが、季節性インフルエンザの流行期となる本格的な冬場を迎え、首都圏や関西圏などでクラスターが連鎖的に発生するなど、急速に感染者が増加しているところであります。

県内でも、11月に入って新規感染数は増加傾向にあり、これまで確認された比較的大きな感染の直前に見られた傾向を示しております。こうした状況を受け、県は12月からの新たな対処方針として、感染拡大防止に向けたステージを感染者散発状態のステージ1から感染者漸増状態のステージ2に引き上げております。また、県独自の警戒基準値を注視しつつ、極力行動制限を行うことなく日常の生活を続けられる状態を保ちながら感染拡大防止に努めることを基本とし、新規感染者の早期捕捉による個別感染の囲い込みやクラスターが発生した場合の保健所等の支援体制の構築のほか、感染リスクの高まる「5つの場面」や「寒冷な場面における感染対策」等の情報発信などの取組を強化することとしております。本市といたしましても、県の新たな対処方針を踏まえ、引き続き感染症対策と経済活動の両立を推進してまいりますが、市民及び事業者の皆様におかれましては、マスクの着用や小まめな手洗いなどの基本的な感染症対策や県のガイドラインに沿った行動を確実に実践していただきますよう改めてお願い申し上げます。

次に、竹原市総合計画に掲げる将来都市像「元気と笑顔が織りなす 暮らし誇らし、竹原市。」の実現に向けて推進している施策の取組状況を御報告いたします。

まず、重点テーマである「平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興」についてであります。

1点目の「くらしの再建」につきましては、被災者に寄り添い日常生活を支えるため運営してきた地域支え合いセンターにおいて、これまで相談や見守り、地域交流の促進等を行いながら早期の生活再建を支援してまいりました。この間、被災箇所の復旧が進む中

で、地域支え合いセンターの役割が小さくなってきたことから、現在地域の民生委員の 方々の協力を得ながら地域包括支援センターや在宅介護支援事業所等の専門機関に相談支 援などの業務の引継ぎを行っているところであります。今後におきましては、地域支え合 いセンターの運営を通じて得たノウハウを生かしながら、市民の誰もが社会的に孤立する ことがないよう世代を超えて住み慣れた場で生き生きと暮らせる地域社会の構築に取り組 んでまいります。

2点目の「まちの復旧」につきましては、市が管理する道路や河川に関しての工事発注率は11月時点で約92%で、完了率は約61%、農地農業用施設に関しては工事発注率は約87%で、完了率は約66%という状況にありますが、建設業者の手持ち工事量が多いことや技術者の確保が困難であることにより入札不調が発生することから、今年度中の事業完了が困難となっております。このため、9月に竹原市復旧・復興プランの見直しを行い、復旧完了期間を1年間延長し、来年度末までとしたところであります。また、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も今年度で終了する予定であることから、今後も必要十分な予算を確保するよう国に要望するとともに、県とも連携しながら、来年度中に復旧工事が全て完了するよう取り組んでまいります。

3点目の「そなえの強化」につきましては、豪雨の影響で東野町から下野町にかけて土砂が堆積していた賀茂川の浚渫工事が県において進められております。この工事により河川断面が拡大され、流下能力が大きく向上するなど、河川の氾濫を未然に防止する効果を見込んでおります。また、利用されなくなった農業用ため池につきましても、豪雨災害時に県内で決壊の被害があったことを踏まえ、県と本市が連携しながら、10月にて小梨町の坂ノ谷大池で廃止工事を完了し、現在新庄町の大池や東野町の柏野中池などで廃止工事を行っているところであります。引き続き過去の災害の教訓を踏まえ、県と連携しながら、想定される大規模な被害を未然に防止できるよう取り組んでまいります。

さらに、発災時に速やかにベッドやトイレ等の段ボール製品を調達できるようにするため、10月に王子コンテナー株式会社と今年度3社目となる災害時応援協定を締結いたしました。これにより、災害時応援協定の締結数は合計46協定に達しております。引き続きあらゆる災害に備えるため、他の自治体や民間企業等との協定締結を進めるなど、防災体制の充実強化を図ってまいります。

このほか, 防災に対する知識, 技能を習得し, 地域における自主防災活動のために活躍できる人材を養成するため, 先月自治会関係者など約60名が参加し, 地域防災リーダー

研修会を開催いたしました。今年の研修会では、「家庭、地域における災害への備えについて」をテーマに専門家による講義を行い、後日受講者を地域防災リーダーとして認定いたしました。引き続きこうした取組を通じて、地域における防災リーダーの養成や自主防災組織の強化を図りながら、社会全体で減災に取り組む体制を推進してまいります。

次に、将来都市像の実現に向けた取組を加速するため、総合計画の前期の5年間において推進する「たけはら元気プロジェクト」に掲げる2つの重点施策についてであります。

1点目の人々を「呼び込む"ちから"づくり」を推進する事業につきましては、本市に 愛着を持ち、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出、拡大を図るシティプロモーションの取組として、8月に本市を応援していただく人たちで組織する「たけはらファンクラブ」を創設いたしました。市制施行日である11月3日には、名誉市民である陶芸家の今井政之先生をはじめ本市出身や在住の方、また竹原にゆかりのある方が「たけはらファンクラブ」の一員であることを改めて発信し、さらなるファンの拡大、市の認知度向上を図っております。引き続き市内外へ本市の魅力を発信するとともに、新たにファンクラブ会員と地域との交流会を実施するなど、さらなる市の認知度の向上や市民のシビックプライドの醸成を図ることにより、まちのにぎわい創出やまちづくりの新たな担い手として期待できる人材の確保など、将来の課題解決につなげてまいります。

首都圏等からの誘客及び観光消費額の増加に向け、関係者と連携して取り組んでいる観光プロモーションにつきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定をしていた大都市圏の観光PRを中止し、メディアを活用した情報発信や本市での町歩きイベントを拡充しております。また、近隣県からの誘客を図るため、中国及び四国地方のテレビ等のメディアを活用した情報発信を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大が比較的少ない地域からの移動を促しているところであります。

10月以降は、国のGoToキャンペーンやJRグループが実施しているせとうち広島 デスティネーションキャンペーンなどの効果により人の往来も増加していることから、これまでと同様に感染防止対策に努めながら、新たな生活様式に対応した観光交流事業に取り組んでまいりたいと考えております。

竹原駅前のにぎわい空間を再生するための取組につきましては、9月に駅前あいふる通りにおいて、地域住民や沿道商店事業者などが主体となり、居心地が良く、歩きたくなる空間とするための社会実験であるパーキングデイを実施いたしました。その結果、多くの来訪者が通りを歩行し、中には長時間滞留する方々もいらっしゃるなど、駅前の道路を居

心地のよい空間とする可能性が広がり、沿道店舗への経済的な波及効果や市民のまちづくり意識の向上といった成果を確認したところであります。引き続き、今回の社会実験で得られた成果や知見を現在策定中の駅前エリアウォーカブルビジョンへ反映させ、市民の皆様と将来像を共有しながら、人が集まり新たな交流が生まれる持続的なまちづくりを進めてまいります。

本市の貴重な文化財や歴史的な景観を維持及び向上させ、後世に継承していくための歴史的風致維持向上事業につきましては、市重要文化財の旧森川家住宅の文化財的価値等の調査を進めるとともに、今月旧森川家住宅に隣接していた空き店舗の解体工事を完了したところであります。引き続き、旧森川家住宅の調査を進めるなど、本市の誇れる財産である文化財や歴史的景観を保存と活用の両面から積極的に取り組みながら、竹原らしさを感じられるまちづくりを進めてまいります。

次に、2点目の人々を「育てる"ちから"づくり」を推進する事業につきましては、子供の月齢等に応じたオンラインによる情報提供に加え、子供の健診結果や予防接種履歴等の記入、さらには災害時のバックアップが可能な電子母子手帳アプリ「たけっこダイアリー」を8月に導入いたしました。

また, 10月には, ロタウイルスによる急性胃腸炎やその重症化を防止するため, 乳児 ヘワクチンの予防接種を開始しております。引き続き, こうした取組のほか, 妊娠期から 子育て期までの切れ目のない支援を行いながら, 子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進してまいります。

外国語によるコミュニケーションや異文化理解等で世界とつながり、ふるさと「たけはら」を広く発信できる未来の人材育成につきましては、10月に来年度海外研修に派遣予定の生徒8名の事前研修を開始しております。事前研修では、英語を使って竹原市をPRするために文章の作成や発音の練習の中で、生徒が竹原市のリーダーとしての自信を深めているとともに、ふるさと「たけはら」のよさを改めて発見することができております。今後におきましても、来年度に姉妹校提携する予定であるハワイ州のイリマ中学校を訪問することとしており、オンライン交流学習なども進めながら、自らの夢の実現に向かって挑戦し、地域を支え、グローバル化社会を主体的に生き抜くことができる人材を育成してまいります。

こうした重点施策の取組も踏まえ、本定例会では、充実した小中一貫教育による「育てる"ちから"づくり」を一層推進するため、忠海小学校及び忠海中学校を廃止し忠海学園

を設置する条例改正案や、市民の利便性向上のため、個人番号カードを利用しコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付を可能とする条例改正案のほか、火葬場や図書館の指定管理者の指定や教育委員会委員の任命をはじめとした人事案件などを提案しております。また、補正予算案として、議会審議におけるペーパーレス化を進めるとともに事務の効率化及び環境負荷の軽減を図るため、議員及び関係職員用のタブレット端末を導入するための経費などを計上しており、本定例会で提案する議案は合計17件となっております。

議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明を申し上げますが、議員各位にお かれましては、何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申 し上げます。

議長(大川弘雄君) これより日程に入ります。

日程第1

議長(大川弘雄君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番竹橋和彦議員、 7番川本円議員を指名いたします。

日程第2

議長(大川弘雄君) 日程第2,会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(大川弘雄君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

日程第3

議長(大川弘雄君) 日程第3,議案第93号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の 同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) ただいま議題となりました議案第93号につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ, 議案説明書の1ページをお開きください。

議案第93号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて御説 明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち、浅野稔委員が令和3年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き任命いたしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

浅野氏は、昭和59年に金沢医科大学を卒業後、広島大学第2内科をはじめ北九州市や 三原市の医療機関に勤務された後、平成7年から地元竹原市にて医療法人社団浅野内科医 院に勤務され、地元小学校の学校医や保育園、福祉施設の園医などを務められておりま す。人格高潔にして、学校教育に関し深い識見を有されており、教育行政に保護者の意向 を適切に反映させるために教育委員会委員として適任であると考えるものであります。ど うぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって質疑を終結いたします。

本件は、人事案件のため会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略すること に決しました。

これより討論, 採決いたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(大川弘雄君) 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第4

議長(大川弘雄君) 日程第4,議案第94号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の 同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) ただいま議題となりました議案第94号につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明書の2ページをお開きください。

議案第94号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市公平委員会委員のうち、田中豊年委員が令和3年1月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き選任いたしたいと考え、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

公平委員は、3名の委員により構成され、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査 し、判定し、必要な措置を取ること等を主な任務としております。

田中氏は、昭和45年に広島中央郵便局に入局され、平成20年に退職されるまでの間、呉郵便局をはじめ主に県内の郵便局で総務課長を歴任され、郵便事業株式会社では広支店支店長を務められ、人事、行政等に深い識見を有されており、公平委員会委員として適任であると考えるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって質疑を終結いたします。

本件は、人事案件のため会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論, 採決いたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(大川弘雄君) 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5

議長(大川弘雄君) 日程第5,議案第95号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任 につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) ただいま議題となりました議案第95号につきまして御説 明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

議案第95号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち、下岡從道委員が令和3年1月31 日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き選任いたしたい と考え、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会は、3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録され た事項に関する不服を審査決定するため設置されております。 下岡氏は、竹原市役所在職中には税務課長として職務を遂行され、税務に関し深い識見を持っておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって質疑を終結いたします。

本件は、人事案件のため会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いた したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論, 採決いたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(大川弘雄君) 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6~日程第19

議長(大川弘雄君) 日程第6,議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてから日程第19,議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの14件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) ただいま議題となりました議案のうち、議案第96号、議 案第99号、議案第102号、議案第104号及び議案第106号から議案第109号ま での8議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明書の4ページをお開きください。

議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市 町総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、広島県市町総合事務組合の構成団体である世羅三原斎場組合が広島県市町総合事務組合を脱退すること及び広島県市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の15ページ、議案説明書の7ページをお開きください。

議案第99号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申 し上げます。

本案は、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が様々であることから、それぞれの形態に応じた方法により服務の宣誓を行うことができるよう必要な規定を整備するものであります。

次に、議案書の23ページ、議案説明書の10ページをお開きください。

議案第102号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた防疫等作業に従事した職員に支給する 特殊勤務手当の特例について定めるものであります。

改正の内容につきましては、感染者等を収容する病院もしくは感染者等が滞在する施設、またはこれらの施設への移動時の動線上及び車内において防疫等作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の額等を規定するものであります。

次に、議案書の31ページ、議案説明書の12ページをお開きください。

議案第104号竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税制度による企業からの寄附金を活用し、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業を推進するため、基金の設置目的を見直すものであります。

次に、補正予算書の1ページ、議案説明書の14ページをお開きください。

議案第106号令和2年度竹原市一般会計補正予算(第8号)について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、 その他事業について予算計上するものであります。

初めに、歳出について御説明いたします。

議会費においては、人件費686万2,000円を減額、議員の報酬活動に要する経費として事務用備品447万2,000円を追加、市政調査活動交付金168万円を減額、合わせて407万円を減額計上しております。

総務費においては、人件費3,643万9,000円を減額、庁舎機器等管理に要する 経費として事務用備品など777万7,000円を追加、市税過年度償還金等に要する経費として過年度還付金及び加算金98万4,000円を追加、合わせて2,767万8,000円を減額計上しております。

民生費においては、人件費3,152万9,000円を減額,国民健康保険事業に要する経費として国保会計職員給与費等繰出金255万9,000円を減額,自立支援給付に要する経費としてシステム改修委託料198万円を追加,介護保険事業に要する経費として介護保険会計繰出金306万8,000円を減額,後期高齢者医療に要する経費として後期高齢者医療会計事務費繰出金167万2,000円を追加,合わせて3,350万4,000円を減額計上しております。

衛生費においては、人件費30万2、000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、人件費224万8、000円を追加計上しております。

商工費においては、人件費1、085万4、000円を減額計上しております。

土木費においては、人件費1、208万9、000円を減額計上しております。

消防費においては、人件費39万円を追加計上しております。

教育費においては、人件費760万円を減額計上しております。

災害復旧費においては、農林水産施設災害復旧に要する経費として工事請負費4,00 0万円を追加計上しております。

これに対し、歳入でありますが、歳出に係る特定財源として分担金及び負担金15万円、国庫支出金4,054万1,000円、市債10万円を追加、県支出金277万1、000円を減額計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金9,087万5、

000円を減額計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ5、285万5、000円を減額し、予算総額は歳入歳 出それぞれ174億3、056万6、000円とするものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

総務費の戸籍システム改修事業及び戸籍附票システム改修事業について、国からのシステム改修に係る仕様書の一部が未提示であるため繰り越すものであります。

衛生費の指定避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業について、設置機器の 調達が困難であるため繰り越すものであります。

農林水産業費の緊急自然災害防止対策事業について、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

商工費の旅行者受入環境整備事業について、関係者との調整に不測の日数を要したため 繰り越すものであります。

土木費の市道忠海中学校線道路改良事業及び緊急自然災害防止対策事業について、年度 内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

竹原駅前賑わい空間再生事業及び新開土地区画整理事業について、関係者との調整に不 測の日数を要したため繰り越すものであります。

災害復旧費の平成30年公共土木施設災害復旧事業及び平成30年農林水産施設災害復 旧事業について、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

竹原市火葬場指定管理料について、指定管理期間及び限度額、校内通信ネットワーク管理に要する経費について、業務期間及び限度額、市立竹原書院図書館指定管理料について、指定管理期間及び限度額を定めるとともに、樋門維持管理に要する経費について、管理に係る限度額を変更するものであります。

次に、補正予算書の55ページ、議案説明書の17ページをお開きください。

議案第107号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、 その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するほか、 その他事業について予算計上するものであります。

まず、歳出でありますが、総務費においては人件費255万9,000円を減額計上しております。

保険給付費においては、一般被保険者の高額療養費に要する経費として高額療養費負担 金4、704万2、000円を追加計上しております。

これに対し、歳入でありますが、歳出に係る特定財源として県支出金4,704万2,000円を追加計上するとともに、一般会計繰入金255万9,000円を減額計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ4、448万3、000円を追加し、予算総額は歳入歳 出それぞれ32億1、172万3、000円とするものであります。

次に、補正予算書の71ページ、議案説明書の18ページをお開きください。

議案第108号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定等に伴う人件費の過不足額を調整するもので あります。

まず、歳出でありますが、総務費においては人件費306万8,000円を減額計上しております。

これに対し、歳入でありますが、一般会計繰入金306万8、000円を減額計上し、 収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ306万8,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ35億5,809万1,000円とするものであります。

次に、補正予算書の85ページ、議案説明書の19ページをお開きください。

議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、その概要を御説明いたします。

まず、歳出でありますが、総務費においては徴収事務に要する経費としてシステム改修 委託料209万円を追加計上しております。

これに対し、歳入でありますが、歳出に係る特定財源として国庫支出金41万8,00 0円を追加計上するとともに、一般会計繰入金167万2,000円を追加計上し、収支 の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ209万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ5億 1,130万2,000円とするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。 議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) ただいま議題となりました議案のうち、議案第97号、議

案第100号及び議案第103号の3議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明書の5ページをお開きください。

議案第97号竹原市火葬場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市火葬場の指定管理者を 指定しようとするものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募したところ、2団体から応募があり、竹原市火葬場指定管理者候補団体選定審査会においてプレゼンテーションによる審査を行いました。その結果、最も評価の高かった株式会社日本斎苑を適当と認めたことから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間、竹原市火葬場の指定管理者に指定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の17ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

議案第100号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定基準額を引き上げるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 減額に係る所得の判定基準額を10万円引き上げるとともに、世帯内に給与所得または公 的年金所得のいずれかを有する者が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の 数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える措置を講じるものであり ます。

次に、議案書の27ページ、議案説明書の11ページをお開きください。

議案第103号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアの端末等において印鑑登録証 明書の交付を可能とするため必要な規定を整備するものであります。

改正の主な内容につきましては、令和3年2月にコンビニ交付システムを導入することに伴い、印鑑の登録を受けている者が個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機や市民課窓口に設置する利用者操作用端末機において暗証番号等を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 教育次長。

教育委員会教育次長(中川隆二君) ただいま議題となりました議案のうち、議案第98 号及び議案第101号の2議案について御説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明書の6ページをお開きください。

議案第98号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市立竹原書院図書館の指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募したところ、1社から応募があり、市立竹原書院図書館指定管理候補者選定審査会においてプレゼンテーションによる審査を行いました。その結果、株式会社図書館流通センターを適当と認めたことから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間、市立竹原書院図書館の指定管理者に指定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の21ページ、議案説明書の9ページをお開きください。

議案第101号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、竹原市立忠海小学校及び忠海中学校を廃止し、同一場所に義務教育学校として 竹原市立忠海学園を設置するものであります。

小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行うことにより、9年間の系統性,連続性を確保した教育課程の編成,実施ができるなどの利点があることから,義務教育学校を設置するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 地域振興部長。

地域振興部長(桶本哲也君) ただいま議題となりました議案のうち、議案第105号につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページ、議案説明書の13ページをお開きください。

議案第105号工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を 改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、特定工場の敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合を緩和するものであります。

改正の内容につきましては、用途地域の定めのない地域における緑地面積率を20%から5%に、環境施設面積率を25%から10%に緩和するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 説明が終わりました。

ただいま議題となっております14件につきまして、これより一括質疑に入ります。 それでは、質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

- 13番宇野武則議員の質疑を許します。
- 13番(宇野武則君) 議案第97号について質問いたします。

これは継続だろうと思いますが、要点だけ質問させていただきます。

現責任者が、三次だったですかね。この責任者の方は、今竹原市か本社のほうから通っておられるのか、1点。

民間委託については、平成10年に行財政改革の一環として決定されたものであります。その後、市内業者がずっと運営に当たったわけでございますが、どういうわけかプロポーザルのような格好で公募されたと。その結果、現在の業者が落札したという経緯があります。市外あるいは県外から来ますと、当然のことながら本社経費とか、こちらにいると支店経費とか、一般的には15%から20%と言われております。この予算は当然頭から引かれまして、取った後の運営費になるわけですがね。これは、東京なら東京に本社があれば、当然のこと遠くなればなるほど経費が高くつくと。これが今度、例えば地元雇用に関わってもある程度減額せざるを得ないというようなものがあるのではないか、そのことが一番初めにプロポーザルでこの業者を選定した折に何が起きたかというと、2体、3体来ると忙しいから2人を地元で雇ったと。その折私も反対した関係上、ずっとこの火葬場の現状を見に行っておりました。当時、1人の方が無給ですということを私に言ってきました。何でかなと思って見たら、その方はずっとそこで従事していたのですが、無給だということで私が議会で質問いたしました。そうすると、1か月ぐらいしてから月に3万円いただくようになりました。こういうしわ寄せがあるのです。地元ならなかなかそういうことはできないのですが。

なぜ竹原市は市外へ丸投げするのが好きなのかと思って、ほかにもいっぱいありますよね。初めは、格好がいいのですが、機械関係は経験者がいないでしょう。プロポーザルの審査もそうだろうと思うのですがね。この火葬場の運営にいろんな面で熟慮した方がいるのかどうか、審査ですよ。審査のしようがないと思うのですが、そうなると。しかし、この審査を見ると非常に評価が高い審査されておりますがね。私は、今の竹原市の現状を考えたら、地元業者の育成、雇用の拡大という面から、やっぱりそういうことにシフトするべきだろうと思うので、変更するべきだろうと思うのですがね。こういうことをいつまで

もどんどんどんどん外へ高額な予算を丸投げしていたら、財政改革どころではないです よ。必ずどこかへしわ寄せが来るのよ、市民に。そういう点について、まずお伺いしま す。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 今回の指定管理者の指定に関わりまして、まず代表者の方はどこにおられるかということは、会社の代表者の方は三次におられます。今現在、竹原の管理に当たっておられる方は、三原市外ですけども近郊におられます。

過去の業者選定の経緯でございますが、当初は直営、その後市内のお寺の関係の方に一定にはその火葬場の業務の委託をお願いしておりました。そうした中で、その委託をされていた方が今後その業務をもうしないということもございまして、それで業務の入札をかけました。そのときに、現在の業務委託を受けている業者が受注をしたという。それから、数年引き続きやっていただいているというものでございます。

それと、従業員さんの給与の支払いのことでございますが、これは議員の御指摘を受けまして、業者のほうに確認をいたしまして、業者とその従業員さんの契約の中で一応そうなっていたのですけども、その支払いを御主人とその方が2人でセットで雇われていたような経緯もございますけども、その方の分と御主人の分を分割してお支払いするようにされたと聞いております。

それと、プロポーザルの審査につきましては、一応審査員といたしまして、税理士の関係の方でありますとか地元の福祉団体の方でありますとか、あと竹原市からはプロポーザルの場合は副市長が会長を務めることになっておりますので、市からは市の職員と2名で、あと広島県の職員さんにこういった特別な施設でありますので、そういったことに対する見識を持っておられる県の職員さんにも審査をお願いしているところでございます。

それから、予算の流出のことでございますけども、今回のプロポーザルに当たりましては、過去10年間の火葬場に関わりました業務委託を含めた経費、これの平均値を出しまして、それをプロポーザル提案の上限額と定めておりますので、予算的には一定に精査された形のものを提示して、その中でどれだけのサービス向上に努められるかというところをもって審査をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 13番宇野武則議員。

13番(宇野武則君) 一応,手続は取られたのだろうと思いますが,どっちにしてもこ

れだけ人口が減少している市ですから、やっぱり1人でも2人でも地元で雇用するということを大前提に、本来は300委託事業があるわけです、16億円ですかね。ここらは我々議会が検討委員会でもつくって、本当にやるべきだろうというような思いもありますが、こういうことをずっとやっておったら、これ分かるでしょう、何で市外あるいは県外から業者が来るかというのが。やっぱりそれはそれなりの利益があるから来るのですよ。その利益があるというのなら、地元業者を育成したらいいでしょう。何かあってもすぐ間に合う。何で高額な金をばんばんばんばん市外へ出さないといけないのか。出せば出すほど竹原市の消費額というのは少なくなるでしょ。市長がトップリーダーでやるというなら、こういうことを改善しなければ竹原市の将来はもたないですよ。ばっばっば外へ金を流していったら。その点について最後に。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 公共事業の発注等につきましては、市全体といたしましては条件さえそろえばできるだけ市内で受注していただけるものはしていただく、調達できるものは調達していただくという方向性に関しましては議員のおっしゃるとおりで、市としても進めているところでございます。今回の火葬場の業務に求められているものは、いわゆる市民サービスの向上といいますか、火葬業務そのものが利用者の方に対しまして故人を悼み冥福を祈る厳粛な儀式の場であるということから、どこまでも市民の利用者の皆様の満足度といいますか、サービスの向上、これがずっと求められている施設でございますので、それに関しましてはその技術なりノウハウなり、そういったものをしっかり提案していただける業者を選定するという、これも選定の目的がございますので、結果として市内でそれをお持ちの方がおられなかったということで御理解をいただきたいと思います。

議長(大川弘雄君) 13番宇野武則議員。

13番(宇野武則君) サービスということが出ましたので、今2人で目いっぱいですよ。それで、炉に入れる折には参拝者が手伝うのですね。今、サービスと言うのなら、徹底して業者にやってもらわないと、何人もやったら台へ手を詰めたとか、そういう事案が発生すると責任問題になりますので。やっぱりそこらをやるのならある程度そういうノウハウを持った人間が指導するとか、現場に行ってからそういう方の声を聞くとか、現場を見るとか、サービスサービスと言うのなら、そこらまで。今度は完全な指定管理だから、徹底してやってもらわないとサービスがサービスでなくなるので、その点についてお願い

しておきます。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 今の業者に対してもそうでございますし、今後指定管理をお願いすることになるという立場からも、市といたしましてもそういったところの市民の皆様へ気遣いをするような指導、そういったものは今後してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 以上で13番字野武則議員の質疑を終結いたします。

次に、14番松本進議員の質疑を許します。

14番(松本 進君) 私の質疑は2件でありまして,1件目は議案第97号で,先ほど同僚議員からも質問がありました。重複しないように努めたいと思いますけれども,私は9月の議会の議案第79号において,コスト削減を優先する公共事業の発注では地元業者の育成はできないというような指摘もいたしました。また,地元建設業者から,7月3日付で地元の仕事の確保や入札参加資格を市内業者に限定してくださいと,こういった陳情が出されています。

そこで、市長に端的に伺いたいのは、このたび公募した入札条件には市内業者に限定することは明記されていないのかどうか。そして、市内業者に限定できない明確な理由があれば端的にお答えいただきたいと。

2点目として、審査過程の中で、市が定めた主な規格等の条件、市内業者が適合しない 主な理由はどこにあるのかをお答えいただければというふうに思います。

それから、2点目の質疑は議案第105号についてでありますけれども、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則等の条例についてでありますが、この条例改定の最大の目的、効果というのはどこにあるのでしょうかということです。

また、住環境に関わる影響変化がどのようになるのかということを端的にお尋ねしておきたいと思います。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 議案第97号の御質問について御答弁をさせていただきます。

先ほども少し述べさせていただきましたが、本市における公共事業の発注そのものについては、いろいろな条件さえ整えば市内で受注、発注できるように努めているところは市としても基本的には進めております。そうした中で、このたびの竹原市火葬場の指定管理

者の公募につきましては、市内業者に限定するということは業者数がいませんので、結局 公募を実施する上での条件が整わないことから明記しておりません。火葬場の運転管理業 務を行う上で、一定には人的、物的、管理能力を有している団体、そういった方たちのさ らなる住民サービスの向上、こういった方たちからいろんな提案を受けて、それで最終的 に選定の結果を出したという経緯がございます。

2点目の選定過程での市が定めた条件と市内業者が適合しない理由はどこかということでございますが、今回の応募をした方全で竹原市指定管理者候補者選定審査会において提案された、先ほど言いましたような施設管理の維持体制でありますとか、組織の運営体制でありますとか、一番大きい配点があったのがサービス確保及び向上体制についてというところでございますが、こうしたことを公平に審査会の中で審査をしていただき、その結果市外であった指定管理候補者が選ばれたということでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 地域振興部長。

地域振興部長(桶本哲也君) 議案第105号工場立地法第4条の2第1項の規定に基づ く準則を定める条例の一部を改正する条例案について2点御質問いただきました。

条例改正の目的,効果という御質問でございますが,この条例改正案につきましては用途地域の定めのない地域におきまして,製造業,電気供給業,ガス供給業,熱供給業を行う事業者が一定規模以上,これは敷地面積が9,000平米以上,または建築面積が3,000平米以上の工場の新設,増設を行う際の緑地面積及び環境施設面積の敷地面積に対する割合を緩和するものでございます。

工場の敷地のより有効な活用を可能としまして、既存企業の設備投資や、また新たな企業立地の促進を図るということを目的としておりまして、効果といたしましては、そうしたことによりまして市税収入の増ですとか雇用の促進、こういったことにつながることが期待できるものと考えております。

また、2点目の住環境に係る影響ということでございますけども、こうした工場立地に関わりましては、この工場立地法のほか、国の様々な法律におきまして周辺環境との調和を図りつつ適正に行われていることから、今回の敷地面積に対する割合を緩和する改正におきましても国の定める基準の範囲内での緩和ということでございますので、住環境に係る影響等のない範囲での改正というふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 14番松本進議員。

14番(松本 進君) 議案第97号の火葬場の指定管理についてですけれども、今部長に答弁いただきました。それと、これは地元の建設業者の陳情ということで、仕事がなくて、地元業者に限定して発注してくれというところまで本当に切実な声が出されているわけですね。

それで、今大変気になるのはやっぱり地元業者の育成、そういった雇用の確保という面が今のこの陳情書の声にあるような対応をされているのかなということを大変疑問に思うわけですね。それというのは、この火葬場の件でいえば、条件が整えば市内に発注するということは答弁されているのですけれども、この選定の条件の分で一番大きなところというのはサービスの確保とか向上ということを特に強調されて、端的に聞きたいのが、市内業者には育成という観点から、そこらを育てるという観点からも対応がされてあるのかどうかということですよね。業者を育てる人がいないから、こういった市が定めるサービスの確保や向上、これを目指す業者がいないように聞こえるのです。それはちょっとおかしいのではないかなと思うので、あえて再度確認させていただきたい。市として、市内業者の仕事を確保する、あるいはそれを育成する、育てるという観点から対応が要るのではないかなと思いますけど、どうでしょうか。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) この火葬場の指定管理,この中での考え方といいますと, 先ほども言いましたように,一定の技術力でありますとかノウハウ,そういったのものを兼ね備えた方でないと,トータル的にそういう能力がない方が例えば指定管理を受けられた場合に,一番被害を被るのは市民でございます。そういったこともありますので,一定の技術力,ノウハウ,体制,こういったものを兼ね備えた上で,さらなる市民の皆様へ寄り添った対応をしていただくということが,まずどうしても大前提となりますので,議員のおっしゃる市内の業者育成,こういったところはそれをなした上で行われていくべきだろうと考えております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本進議員。

14番(松本 進君) できれば市長にお答え願いたいのは、今、技術力の問題とか、特にサービスの確保、向上ということは、私は決して市内の業者でも十分対応できるという ふうに思うのですね。そこは育てる観点というのが確かに要りますけれども。だから、そ

こは具体的に市内の業者を育てるという観点が私はまだまだ弱いのではないかと思います けども、そこは市長としてそれは方法が全くないと、だからこういった選択をしてもしょ うがないのだという認識なのかどうかを最後に確認しておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 何度も同じ答弁になって申し訳ありませんけども、全くその気がないということではございません。順序として市内にそういった技術者が育っていくためには、それなりに熟練する技能を習得していただかないといけないということがございますので、ちなみに今回の指定管理を指定しようとする業者の提案の中にも、そういったことはございました。具体的に言いますと、できるだけ竹原市内の方に従事していただいて、その人をしっかり育てていきたいというような御提案もありました。

いずれにいたしましても、この指定管理者を選定するタイミングの状況からいたしますと、申し訳ありませんけど、それは順序的に1つ後ろに下がってしまうということでの御答弁でございますので、よろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 以上で14番松本進議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(大川弘雄君) これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第6,議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてから日程第19,議案第109号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの14件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、会期日程表のとおり、12月10日は総務文教委員会、1 1日には民生産業委員会の審査をお願いし、12月14日は本会議を再開して一般質問を 行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時20分 散会